

生駒市条例第 2 4 号

生駒市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 6 月 2 5 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員定数条例の一部を改正する条例

生駒市職員定数条例（昭和 4 2 年 4 月生駒市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 1 2 条第 8 項」を削る。

第 2 条を次のように改める。

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	定 数
市長の事務部局の職員	5 0 2 人
議会の事務部局の職員	8 人
教育委員会の事務部局の職員	1 4 6 人
農業委員会の事務部局の職員	3 人
選挙管理委員会の事務部局の職員	3 人
消防の事務部局の職員	1 3 7 人
監査委員の事務部局の職員	4 人
水道の事務部局の職員	3 7 人
合計	8 4 0 人

2 次に掲げる職員は、前項の職員の定数外とする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項の規定により休職にされている職員
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員
- (3) 地方自治法第 252 条の 17 第 1 項の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員
- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成 11 年 3 月生駒市条例第 2 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されている職員
- (5) 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成 14 年 3 月生駒市条例第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されている職員

第 3 条中「前条第 1 項各号」を「前条第 1 項の表」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。